

●主任技術者の専任に係る取扱いについて

令和 3 年 10 月 27 日以降に県が発注する、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事（改良復旧工事を含む。以下同じ。）については、同一の専任の主任技術者が次の通り建設工事を管理することができるものとする。

（1）適用対象工事（建築一式工事は除く）

同一県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関並びに市町村が発注する建設工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場間の移動距離が 10 km 程度までの工事とする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも 1 件は、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事とする。

（2）兼務できる工事の数

一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、2 件までとする。

（3）適用に当たっての留意事項

- ① 当該取扱いは、監理技術者（特例監理技術者は除く）には適用されない。
- ② 兼務ができる工事は、工事場所が同一県土整備事務所管内の工事とする。
- ③ 兼務の承認に当たっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ④ 兼務の承認又は不承認の判断は、事前に受注者からの様式 1「専任を要する主任技術者の兼務について（協議）」による申し出を受けて行い、回答は様式 2 又は様式 3 をもって行うこと。
- ⑤ 安全管理及び工程管理等の適正な施工の確保に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。

（4）入札公告の記載例**①一般競争入札の場合**

別記「入札公告の記載例」のとおり。

②指名競争入札の場合

指名通知書の入札条件欄に、入札公告の記載例に準じ、「その他の入札条件」として「令和 3 年度の豪雨等に伴う災害復旧工事に係る入札契約等の取扱い」を付記する。